

稚内市保健医療福祉審議会委員 募集要項

稚内市における保健医療及び社会福祉に関する重要事項を調査・審議するために設置する「稚内市保健医療福祉審議会」の委員を以下のとおり募集します。

1. 募集人数
4名以内
2. 任期
令和5年8月1日から令和7年7月31日まで（2年間）
3. 審議会の開催頻度、開催時間など
不定期（年2～5回程度）、開催時間は平日の18時以降の予定
4. 審議会における調査・審議事項
【令和5年度（予定）】
 - ・ 稚内市地域福祉計画
 - ・ 稚内市障がい者基本計画
 - ・ 稚内市障がい福祉計画
 - ・ 稚内市障がい児福祉計画等
5. 報酬等
「稚内市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、報酬（1回 5,000円）及び会議出席に要する交通費を支給します。
6. 応募資格
満18歳以上の稚内市民
7. 応募方法
「応募用紙」に必要事項を記載し、郵送又は持参願います。
「応募用紙」は、稚内市役所1階社会福祉課窓口に配置しているほか、市ホームページからも入手可能です。
8. 募集締め切り
令和5年7月31日（月）必着
9. 選考方法及び結果通知
応募書類の審査のほか、委員の男女比、年齢構成、他の審査会等の委員との兼務状況等を考慮して決定し、応募者ご本人あてに郵送で通知します。
10. 応募・問い合わせ先
〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市 生活福祉部 社会福祉課 地域共生社会推進グループ
電話：23-6453（直通） FAX：23-4038
e-mail：fukushi@city.wakkanai.lg.jp